明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（消防庁一六）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業九）　三
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二～五、宮城同三、山形同二～五、福島同二、三、茨城同二、栃木同二、千葉同四～八、富山同三、山梨同二、岐阜同二～四、島根同七、岡山同七、八、徳島同四、愛媛同二、長崎同二、大分同二～四）　八
国家試験
平成二十七年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○消防庁告示第十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

消防庁長官　佐々木敦朗

第一の表特種の項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に、「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改め、「無線通信補助設備」の下に「、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、特定駐車場用泡消火設備」を加え、同表第一種の項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に、「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に、「及び連結送水管」を「、連結送水管、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用連結送水管及び特定駐車場用泡消火設備」に改め、同表第二種の項中「及び無線通信補助設備」を「、無線通信補助設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備」に改める。